	4　委託事業者の生産拠点の閉鎖若しくは縮小、発注内容の見直し又は脱炭素化の取組の要請に伴い、自らの取引環境の改善に取り組む者 5　「パートナーシップ構築宣言」を行っている者	
十八～二十三	（略）	（略）
二十四	1　災害により被害を受けた者（次号から第二十七号までに該当する者を除く。） 2　（略）	（略）
二十五	大規模な災害等により被害を受けた者及び大規模な災害、感染症等に起因する影響を受けた者（次号及び第二十七号に該当する者を除く。）	（略）
二十六～三十	（略）	（略）

○農林水産省告示第二百六十三号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十七条第二項の規定に基づき、平成二十八年農林水産省告示第千八百二十七号（ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
一　（略）	一　（略）
二　防除を行う期間　平成二十八年十月二十三日から令和十一年三月三十一日まで	二　防除を行う期間　平成二十八年十月二十三日から令和八年三月三十一日まで
三・四　（略）	三・四　（略）

附　則

この告示は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

○農林水産省告示第二百六十四号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十七条第二項の規定に基づき、平成三十年農林水産省告示第六百八号（テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する告示）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
一　（略）	一　（略）
二　防除を行う期間　平成三十年四月二十五日から令和十二年三月三十一日まで	二　防除を行う期間　平成三十年四月二十五日から令和八年三月三十一日まで
三・四　（略）	三・四　（略）

附　則

この告示は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

十七～二十二	（略）	（略）
二十三	1　災害により被害を受けた者（次号から第二十六号までに該当する者を除く。） 2　（略）	（略）
二十四	大規模な災害等により被害を受けた者及び大規模な災害、感染症等に起因する影響を受けた者（次号及び第二十六号までに該当する者を除く。）	（略）
二十五～二十九	（略）	（略）